

令和6年3月27日

一般社団法人広島県医師会会長 様

広島県健康福祉局健康危機管理課長
(〒730-8511 広島市中区基町10-52)

広島県災害医療コーディネーターの委嘱について（通知）

広島県災害医療コーディネーターの任期満了に伴い、「広島県災害医療コーディネーター設置要綱」に基づき、別紙「広島県災害医療コーディネーター登録者名簿」のとおり委嘱しました。

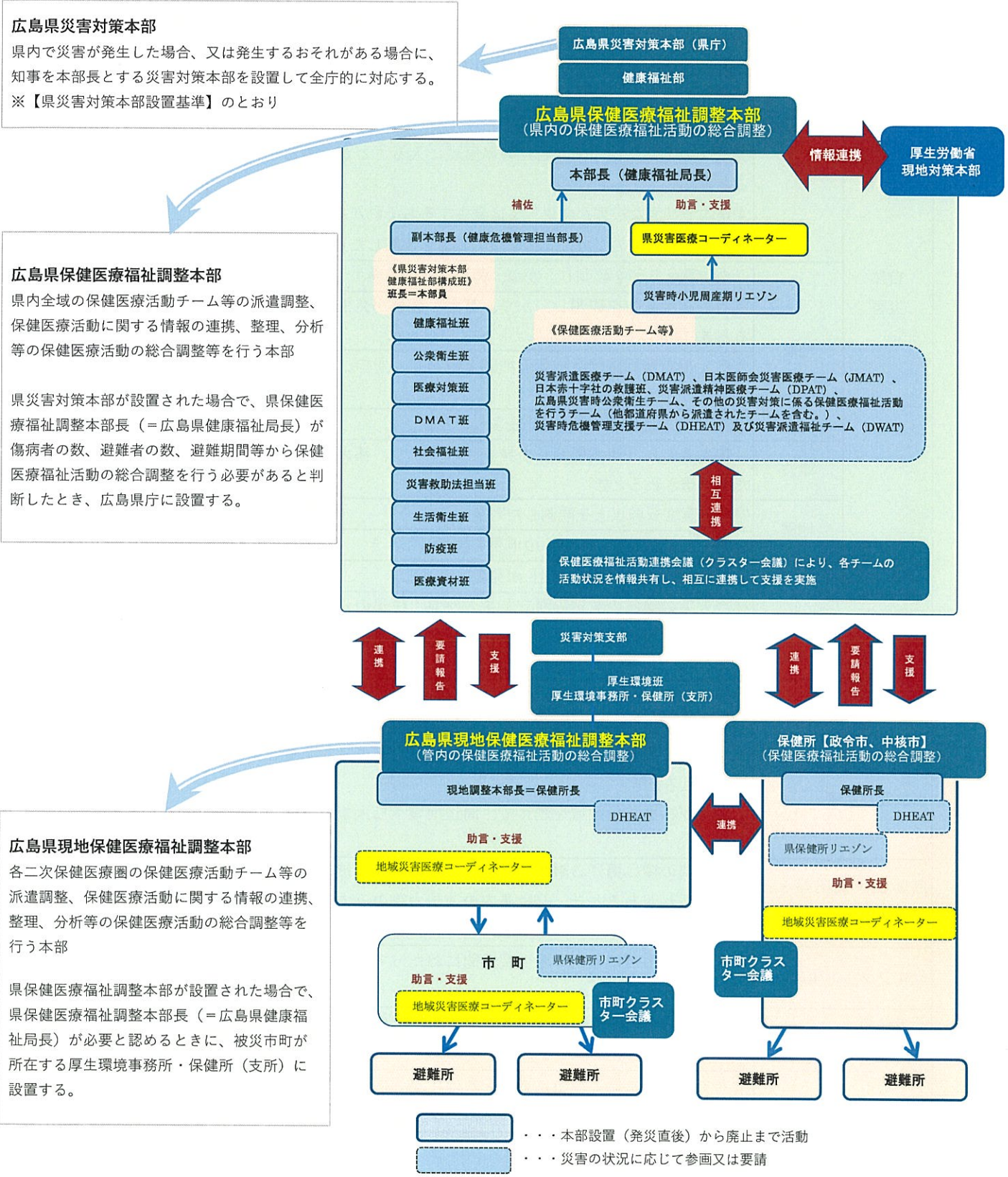
- 1 広島県災害医療コーディネーター登録者
 - (1) 県災害医療コーディネーター 6名
 - (2) 地域災害医療コーディネーター 56名
- 2 任期
令和6年4月1日～令和8年11月30日

担当 救急・災害医療体制グループ
電話 082-513-3054
Mail fukikikan@pref.hiroshima.lg.jp
(担当者 久保井、寺田)



広島県の災害医療体制

◆ 広島県の本部体制整備について



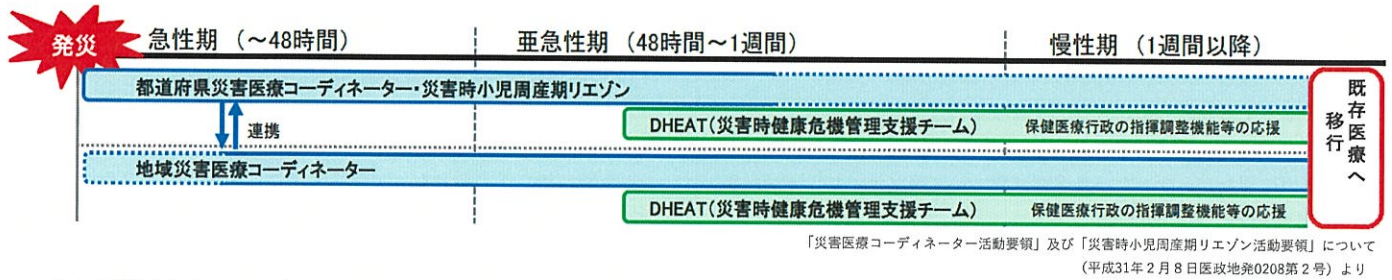
【県災害対策本部設置基準】

区分		判断基準	判断方法
自然 災害	風水害等	次のいずれかに該当する場合 ①県内の市町に、「土砂災害警戒情報」又は「氾濫危険情報※」が発表されたとき、若しくは発表されると見込まれるとき ②県内の市町に「特別警報（大雨、暴風、波浪、高潮、暴風雪、大雪）」が発表されたとき ③本県の全部又は一部が台風の暴風域に入ることが確実と予測されるとき ④県内で甚大な被害が発生、又は発生するおそれがあるとき ⑤災害応急対策のために、自衛隊の派遣を要請したとき	総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認められたとき
	地震	県内で震度5弱を観測し、かつ、甚大な被害が発生したとき	総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認められたとき
		県内で震度5強を観測し、かつ、甚大な被害が発生したと予測されるとき	
		県内で長周期地震動階級3の地震を観測し、かつ、甚大な被害が発生したとき	
		南海トラフ地震臨時情報が発表されたとき	
	津波	「広島県」に「津波警報」が発表され、かつ、甚大な被害が発生したと予想されるとき	
地震	県内で震度6弱以上を観測したとき	自動設置	
	県内で長周期地震動階級4の地震を観測したとき		
津波	「広島県」に「大津波警報」が発表されたとき		
林野火災	林野火災の鎮圧の見込みが立たず、かつ、住民の生命、住家又は公共施設に相当の規模に及ぶ被害が発生、又は発生するおそれがあるとき	総合的な対策を講ずるため、特に知事が必要と認められたとき	
テロ事件	県内で多数の死傷者を伴うテロ事件が発生したとき		
石油コンビナートの事故及び災害	①警戒体制の欄に掲げる事故が発生し、現に甚大な被害があって拡大するおそれがあるとき、又は県内の消防力等では対応できないと予測されるとき ②災害が特別防災区域を越えて、周辺地域へ拡大するおそれがある場合		
危険物・火薬類・高圧ガス事故	警戒体制の欄に掲げる事故が発生し、現に甚大な被害があって拡大するおそれがあるとき、又は県内の消防力等のみでは対応できないと予測されるとき		
ライフライン事故	県内で県民生活に甚大でかつ長期間にわたって影響を及ぼす被害が発生したとき		
その他の重大な事故	県内で多数の死傷者を伴う事故が発生し、県内の消防力等のみでは対応できないと予測されるとき		
その他の重大な事件	県内で県民の生命と健康に影響を及ぼす事件が発生しており、全庁での対応が必要となるとき		

※ 水防法第10条2、11条1に該当する河川が対象

(太田川・根谷川・三篠川・江の川・馬洗川・西城川・神野瀬川・芦田川・高屋川・小瀬川・黒瀬川・沼田川)

❖ 広島県の災害医療コーディネーターの設置について



広島県災害医療コーディネーターとは・・・

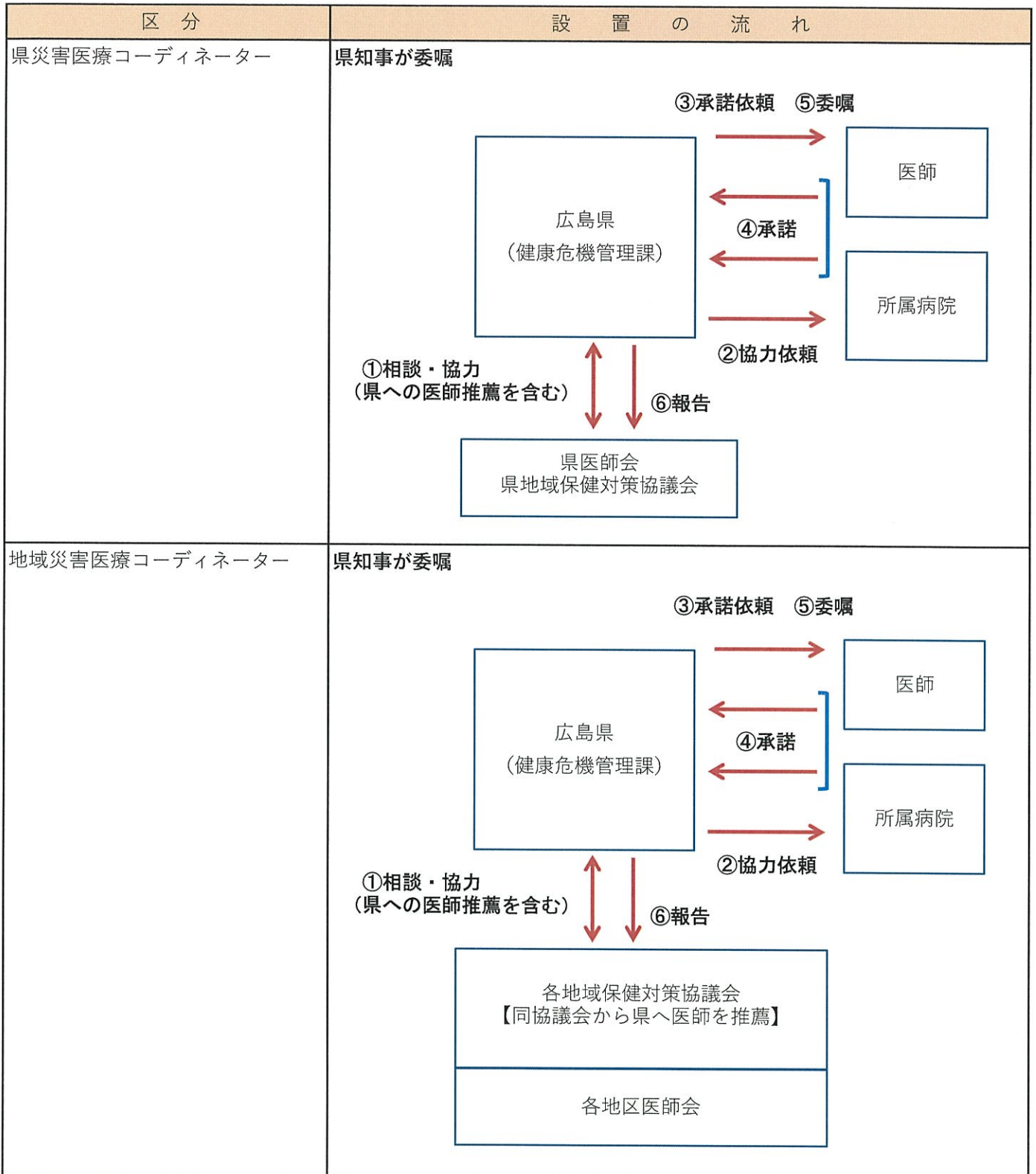
地震、台風等の自然災害や航空機、列車事故等の大規模災害が発生した場合において、保健医療活動の総合調整等を適切かつ円滑に行うため、次のいずれかの要件を満たす者を広島県災害医療コーディネーターとして委嘱する。

- (1) 統括DMAT登録者
- (2) 災害医療コーディネーター研修を修了した者
- (3) 災害医療に精通し、かつ、本県の医療提供体制の現状について熟知している者
- (4) 県外から参集した災害医療コーディネーター

❖ 県災害医療コーディネーター	❖ 地域災害医療コーディネーター																				
<p>委嘱者数 6名</p>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>圏域</th> <th>委嘱者数</th> <th>圏域</th> <th>委嘱者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広島</td> <td>31名</td> <td>尾三</td> <td>4名</td> </tr> <tr> <td>広島西</td> <td>4名</td> <td>福山・府中</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>広島中央</td> <td>2名</td> <td>備北</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>呉</td> <td>10名</td> <td>合計</td> <td>59名</td> </tr> </tbody> </table>	圏域	委嘱者数	圏域	委嘱者数	広島	31名	尾三	4名	広島西	4名	福山・府中	3名	広島中央	2名	備北	5名	呉	10名	合計	59名
圏域	委嘱者数	圏域	委嘱者数																		
広島	31名	尾三	4名																		
広島西	4名	福山・府中	3名																		
広島中央	2名	備北	5名																		
呉	10名	合計	59名																		
<p>招集・活動場所</p> <p>委嘱されたコーディネーターの中から、被災状況等を勘案し、必要とされる者を招集する。 県災害医療コーディネーターは、県保健福祉医療調整本部を主たる活動場所とする。</p> <p>広島県保健医療福祉調整本部</p> <p>広島県災害対策本部が設置された場合で、県保健医療福祉調整本部長（＝広島県健康福祉局長）が傷病者の数、避難者の数、避難期間等から保健医療福祉活動の総合調整を行う必要があると判断したとき、広島県庁に設置する。</p> <p>初動</p> <p>知事からの要請により、県保健医療福祉調整本部に参集する。</p> <p>なお、災害急性期においては、広島県DMAT調整本部長が県災害医療コーディネーターを兼務して対応する。</p> <p>活動内容</p> <p>(1) 県保健医療福祉調整本部の組織体制の構築に係る業務</p> <p>① 県内全域の保健医療活動の総合調整等を担う県保健医療福祉調整本部に係る業務について、助言及び支援を行う。</p> <p>② 連絡及び情報連携を円滑に行うために、県保健医療福祉調整本部に参画又は配置することが望ましい関係機関、関係者等について助言を行う。</p> <p>③ 県現地保健医療福祉調整本部を設置することが望ましい保健所又は市町について、助言を行う。</p>	<p>招集・活動場所</p> <p>委嘱されたコーディネーターの中から、被災状況等を勘案し、必要とされる者を招集する。 地域災害医療コーディネーターは、県現地保健医療福祉調整本部、市町等を主たる活動場所とする。</p> <p>広島県現地保健医療福祉調整本部</p> <p>県保健医療福祉調整本部が設置された場合で、県保健医療福祉調整本部長（＝広島県健康福祉局長）が必要と認めるときに、被災市町が所在する厚生環境事務所・保健所（支所）に設置する。</p> <p>初動</p> <p>県現地保健医療福祉調整本部長からの要請により、県現地保健医療福祉調整本部に参集する。</p> <p>なお、災害急性期においては、DMAT活動拠点本部の本部長が兼務して対応する場合がある。</p> <p>活動内容</p> <p>(1) 県現地保健医療福祉調整本部、市町の保健医療活動の調整等を担う本部業務</p> <p>・県災害医療コーディネーターと連携し、県災害医療コーディネーターの業務に準じて、保健所又は市町における保健医療活動の調整等を担う県現地保健医療福祉調整本部に係る業務について、助言及び支援を行う。</p>																				

<p>(2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る業務</p> <p>① 収集すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内及び圏域ごとの医療機関等の被災状況及び復旧状況 ・ 県内及び圏域ごとの医療機関等における保健医療ニーズ等 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 支援を要する患者等の状況（人工呼吸器、透析等の使用状況を含む。） ・ 災害時に新たに必要となった保健医療ニーズ等（ライフライン、医薬品、医療機器、医療ガス等を含む。） ・ 保健医療活動チームの活動状況 ・ その他保健医療活動を効率的・効果的に行うために必要な情報 <p>② 情報の収集に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療活動チームや関係機関、E M I S等からの情報について、必要な情報や優先すべき情報等について助言し、必要な人員の確保等の調整を支援する。 <p>③ 情報の分析と対応策の立案に係る助言及び調整の支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県内及び圏域ごとの保健医療ニーズと支援体制の状況についての整理又は分析 ・ 県保健医療福祉調整本部等において収集した情報及びその分析結果等を踏まえた対応策等 <p>(3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整</p> <p>次の業務について検討し、助言及び調整の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣を要請する保健医療活動チームの具体的なチーム内容、チーム数、配置先等に係る計画（活動初期～中長期） ・ 活動している保健医療活動チームの再配置の可否等 ・ 他の都道府県、関係学会、関係団体又は関係業者に対して要請する具体的な人的支援及び物的支援に係る計画 ・ 時間の経過に伴う保健医療ニーズの変化等についての保健医療活動チーム等との情報共有 ・ 被災地域における医療機関等の復旧状況を踏まえ、保健医療活動チームの段階的な活動縮小及び活動終了について <p>(4) 患者等の搬送の調整に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者等の搬送について、地域医療搬送や広域医療搬送の可否、緊急度、搬送先、搬送手段等の情報を収集又は整理するに当たり、助言及び調整の支援を行う。 ・ 県外へ患者等を搬送するに当たり、必要に応じて搬送先都道府県の災害医療コーディネーター等と連携を図る。 ・ 搬送手段の確保に当たり、消防救急班、DMAT県本部（ドクターヘリ調整部を含む。）、厚生労働省、消防機関、搬送手段を保持する他の保健医療活動チームその他の保健医療活動に係る関係機関と連携できるよう、助言及び調整の支援を行う。 <p>(5) 記録の作成及び保存並びに共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県保健医療福祉調整本部等において、保健医療活動に係る情報について、時間経過に沿った記録の作成及び保存並びにE M I S等を用いた共有を行うに当たり、助言を行い、これらの作業に必要な人員の確保に係る助言及び調整の支援を行う。 ・ 自身の活動について、時間経過に沿った記録を作成及び保存し、県保健医療福祉調整本部等に報告する。 	<p>(2) 被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る業務</p> <p>① 収集すべき情報</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の医療機関等の被災状況及び復旧状況 ・ 地域の医療機関等における保健医療ニーズ等 <ul style="list-style-type: none"> ↳ 支援を要する患者等の状況（人工呼吸器、透析等の使用状況を含む。） ・ 災害時に新たに必要となった保健医療ニーズ等（ライフライン、医薬品、医療機器、医療ガス等の被害など） ・ 保健医療活動チームの活動状況 ・ その他保健医療活動を効率的・効果的に行うために必要な情報 <p>② 情報の収集に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療活動チームや関係機関、E M I S等からの情報について、必要な情報や優先すべき情報等について助言し、必要な人員の確保等の調整を支援する。 <p>③ 情報の分析と対応策の立案に係る助言及び調整の支援業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域の保健医療ニーズと支援体制の状況について整理又は分析 ・ 県現地保健医療福祉調整本部等において収集した情報及びその分析結果等を踏まえた対応策等 <p>(3) 保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整</p> <p>次の業務について検討し、助言及び調整の支援を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 派遣を要請する保健医療活動チームの具体的なチーム内容、チーム数、配置先等に係る計画（活動初期～中長期） ・ 活動している保健医療活動チームの再配置の可否等 ・ 時間の経過に伴う保健医療ニーズの変化等についての保健医療活動チーム等との情報共有 ・ 被災地域における医療機関等の復旧状況を踏まえ、保健医療活動チームの段階的な活動縮小及び活動終了について <p>(4) 患者等の搬送の調整に係る業務</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 患者等の搬送について、地域医療搬送や広域医療搬送の可否、緊急度、搬送先、搬送手段等について、必要に応じて県災害医療コーディネーターや医療機関等と連携し、必要な助言及び調整の支援を行う。 <p>(5) 記録の作成及び保存並びに共有</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 県現地保健医療福祉調整本部等において、保健医療活動に係る情報について、時間経過に沿った記録の作成及び保存並びにE M I S等を用いた共有を行うに当たり、助言を行い、これらの作業に必要な人員の確保に係る助言及び調整の支援を行う。 ・ 自身の活動について、時間経過に沿った記録を作成及び保存し、県現地保健医療福祉調整本部等に報告する。
---	--

広島県災害医療コーディネーター設置の流れ



広島県災害医療コーディネーター設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地震、台風等の自然災害や航空機、列車事故等の大規模災害（以下「災害等」という。）が発生した場合において、保健医療福祉活動の総合調整等を適切かつ円滑に行うため、広島県災害医療コーディネーター（以下「コーディネーター」という。）の設置に関し、必要な事項を定めるものとする。

(委嘱及び任期)

第2条 知事は、次のいずれかの要件をみたす者をコーディネーターとして委嘱する。

- (1) 統括DMAT登録者
- (2) 災害医療コーディネーター研修を修了した者
- (3) 災害医療に精通し、かつ、本県の医療提供体制の現状について熟知している者
- (4) 県外から参集した災害医療コーディネーター

2 前項により委嘱した者については、別紙「広島県災害医療コーディネーター登録者名簿」に登録する。

3 コーディネーターの任期は、委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の翌々年度の11月30日までとする。ただし、年度途中等に委嘱した場合であっても、既に委嘱されているコーディネーターの任期と同時期に終了するものとする。なお、知事が必要と認める場合は、再度、委嘱することができる。

(県災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーター)

第3条 知事は、第2条の規定により委嘱された者から、県災害医療コーディネーター及び地域災害医療コーディネーターを指名する。

(招集・活動場所)

第4条 知事は、第2条第1項により委嘱したコーディネーターの中から、被災状況等を勘案し、必要とされる者を招集する。

2 県災害医療コーディネーターは、保健医療福祉調整本部を主たる活動場所とする。

3 地域災害医療コーディネーターは、現地保健医療福祉調整本部、市町等を主たる活動場所とする。

(業務)

第5条 県災害医療コーディネーターは、災害等の発生時において、知事の要請により、次に掲げる業務について、助言及び調整の支援等を行う。

- (1) 保健医療福祉調整本部等の組織体制の構築に係る業務
- (2) 県内の被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る業務
- (3) 県内の保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る業務
- (4) 患者等の搬送の調整に係る業務
- (5) 記録の作成及び保存並びに共有に係る業務

2 地域災害医療コーディネーターは、災害等の発生時において、知事の要請により、次に掲げる業務について、助言及び調整の支援等を行う。

- (1) 現地保健医療福祉調整本部、市町における保健医療福祉活動の調整等を担う本部に係る

業務

(2) 二次医療圏、県保健所、市町内の被災情報等の収集、分析、対応策の立案に係る業務

(3) 二次医療圏、県保健所、市町内の保健医療活動チームの派遣等の人的支援及び物的支援の調整に係る業務

(4) 患者等の搬送の調整に係る業務

(5) 記録の作成及び保存並びに共有に係る業務

3 コーディネーターは、災害等の発生時において、必要と判断した場合は、知事の要請を待たずに業務を開始することができる。ただし、活動開始後、速やかに知事に報告を行うものとする。

4 知事は、要請を行った業務が終了した場合は、コーディネーターに対する要請を解除するものとする。

(届出)

第6条 コーディネーターは、委嘱時に届け出た事項に変更があった場合は、速やかに知事に届け出なければならない。

(守秘義務)

第7条 コーディネーターは、職務上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

(実費弁償)

第8条 コーディネーターの実費弁償は、知事の要請により業務を実施した1日につき、「広島県災害救助法施行細則（昭和23年広島県規則第9号）別表第2に定める額」を支給する。

(損害補償)

第9条 第5条の業務に従事したため、コーディネーターが、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合に対応するため、傷害保険に加入するものとする。

2 前項に基づく保険金については、知事に対して、請求を行うものとする。

(平時の体制)

第10条 コーディネーターは、災害時において円滑に業務が行えるよう、平時においても、各コーディネーターをはじめ、関係機関との連携体制の構築・維持に努めるとともに、災害医療研修や訓練（企画及び検証を含む。）等に積極的に参加し、資質の向上に努めるものとする。

(事務)

第11条 コーディネーターの委嘱は、健康福祉局健康危機管理課において処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、コーディネーターの活動に関して必要な事項については、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年12月19日から施行する。

なお、施行日前に委嘱した者の任期は、令和6年3月31日とする。

広島県災害医療コーディネーター登録者名簿

別紙

(令和6年4月1日時点)

県 地域	氏 名	所 属	備 考	指名区分	
				県	地域名
1 1	楠 真二	県立広島病院		○	広島
2 2	大下 慎一郎	広島大学		○	広島
3	久保 達彦	広島大学		○	
4	廣橋 伸之	広島大学		○	
5	津村 龍	広島国際大学		○	
6 3	有馬 準一	広島赤十字・原爆病院		○	広島
4	世良 俊樹	県立広島病院			広島
5	小山 和宏	県立広島病院			広島
6	太田 浩平	広島大学			広島
7	板井 純治	広島大学			広島
8	菊谷 知也	広島大学			広島
9	西田 翼	広島大学			広島
10	石井 潤貴	広島大学			広島
11	前田 貴司	広島赤十字・原爆病院			広島
12	岡野 博史	広島赤十字・原爆病院			広島
13	高野 祐護	広島赤十字・原爆病院			広島
14	福德 欸章	広島赤十字・原爆病院			広島
15	柏 健一郎	広島市立広島市民病院			広島
16	田原 直樹	広島市立北部医療センター安佐市民病院			広島
17	村田 裕彦	広島医療生活協同組合 広島共立病院			広島
18	伊藤 尚志	広島医療生活協同組合 広島共立病院			広島
19	福井 英人	広島医療生活協同組合 広島共立病院			広島

県 地域	氏 名	所 属	備 考	指名区分	
				県	地域名
20	渡辺 光章	社会福祉法人恩賜財団広島県済生会 済生会広島病院			広島
21	河野 匡彦	マツダ病院			広島
22	杉山 英二	広島厚生農業協同組合連合会 吉田総合病院			広島
23	結城 常譜	安芸太田病院			広島
24	平林 晃	広島ベイクリニック			広島
25	新谷 貫之	新谷整形外科医院			広島
26	河野 康之	医療法人社団 河野医院			広島
27	新本 卓也	新本クリニック整形外科			広島
28	黒木 一彦	広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院			広島西
29	杉山 陽一	広島県厚生農業協同組合連合会 広島総合病院			広島西
30	嶋谷 邦彦	独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター			広島西
31	米神 裕介	独立行政法人国立病院機構 広島西医療センター			広島西
32	天野 純子	医療法人ハートフル アマノリハビリテーション病院			広島西
33	中川 五男	独立行政法人労働者健康安全機構 中国労災病院			呉
34	今井 茂郎	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院			呉
35	平位 有恒	国家公務員共済組合連合会 呉共済病院			呉
36	石井 哲朗	医療法人社団 石井外科診療所			呉
37	岩崎 泰昌	独立行政法人国立病院機構 呉医療センター			呉
38	白川 泰山	マッターホルン・リハビリテーション病院			呉
39	高杉 啓一郎	医療法人社団スマイル 博愛クリニック			呉
40	澤 裕幸	澤医院			呉
41	大谷 まり	医療法人社団大谷会 島の病院おおたに			呉
42	森藤 清彦	森藤医院			呉

県 地域	氏 名	所 属	備 考	指名区分	
				県	地域名
43	森田 悟	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター			広島中央
44	原田 洋明	独立行政法人国立病院機構 東広島医療センター			広島中央
45	瀬浪 正樹	広島県厚生農業協同組合連合会 尾道総合病院			尾三
46	河村 茂雄	社会福祉法人里仁会 興生総合病院			尾三
47	浜田 史洋	日本鋼管福山病院			福山・府中
48	徳永 尚之	独立行政法人国立病院機構 福山医療センター			福山・府中
49	米花 伸彦	福山市民病院			福山・府中
50	平田 教至	公立学校共済組合 中国中央病院			福山・府中
51	原 道治	福山かた・ひざ・こしのクリニック			福山・府中
52	田中 幸一	市立三次中央病院			備北
53	原田 宏海	市立三次中央病院			備北
54	岡野 圭介	市立三次中央病院			備北
55	三上 慎祐	総合病院庄原赤十字病院			備北
56	武田 晋平	庄原市立西城市民病院			備北

※ 任期は令和8年11月30日までとする。